

ハラスメントとは？

ハラスメント(Harassment)とはいろいろな場面での『嫌がらせ、いじめ』を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。以下に一般的なハラスメントの定義を紹介します。

セクシュアル・ハラスメントとは？

行為者本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

マタニティ・ハラスメントとは？

妊娠や出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせや解雇・雇い止めなどの不当な扱いを受けることを指します。

ケア・ハラスメントとは？

働きながら介護を行う者に対して、休暇や時短勤務を申し出たことによる嫌がらせなどの不当な扱いを受けることを指します。

パワー・ハラスメント (アカデミック・ハラスメント含む)とは？

同じ職場や学内の者に対して、人間関係などの職場内(研究教育の場)の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場(研究教育)環境を悪化させる発言・行為を指します。

ジェンダー・ハラスメントとは？

性に関する固定観念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決め付けを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

モラル・ハラスメントとは？

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることです。

アルコール・ハラスメントとは？

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうでの迷惑な発言・行動を指します。

その他のハラスメントについて

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる迷惑な行動、キャンパスでの学生や教職員等に対するいきすぎた言動、患者や患者家族に対する医師や看護師をはじめとする医療従事者の心ない言動などもハラスメントに含まれます。

どのように感じ、考えるかは

個人によって異なることを認識し、

日々他者への思いやりと

配慮をもって行動することこそが、

ハラスメントの防止において、最も重要です。

令和4年3月1日 改訂

ハラスメントのない組織を目指して

ハラスメント等防止委員会

ハラスメント等防止委員会公式Webサイト
<https://www.omp.ac.jp/harassment/index.html>

学校法人 大阪医科薬科大学



ハラスメントを受けたら.....

ハラスメントを受けた場合被害を深刻にしないためにも次の事項について認識することが大切です。

- 1 一人で我慢したり、無視したり、受け流しているだけでは必ずしも状況は改善されないので、勇気をもって行動し、はっきりと自分の意思を相手に伝える。
- 2 まず、身近で信頼できる人に相談する。そこで解決することが困難な場合には、相談窓口申し出るなどの方法を考える。
- 3 ハラスメントを受けた日時、内容等について出来るだけ詳しく記録しておく(可能であれば第三者の証言を得ておくことが望ましい)。
- 4 自分の周りで被害にあっている場面を見かけたら、見すごさずに行方者に対し注意を促すか、相談窓口等に助力を求めよう促す。

相談の流れ

相談窓口への相談

- 各種内部相談窓口 ● 外部相談窓口 ● 公的機関の相談窓口
- ※詳しい連絡先は右記を参照してください

事実確認・調査

ハラスメント等防止委員会

調査委員会

相談窓口から相談者へ 措置や結果の報告

相談窓口の案内

本学法人では、学内と外部にハラスメントに関する相談窓口を設置し、本学法人で勤務している全教職員及び学生・生徒の皆様からの相談をお受けしています。相談者の秘密は厳守いたします。以下に利用方法などを案内いたします。お気軽にご利用ください。

職員向け学内相談窓口

面談による相談

ハラスメント等防止委員会HPに掲載している相談員の中から、希望する相談員に連絡してください。

保健管理室による面談(カウンセリング)

受付時間 | 月曜日から金曜日9:00~17:00 (予約有の場合は17:00以降でも可)
電 話 | 内線2881
E-mail | hoekan@ompu.ac.jp

電話での相談

内 線 | 2816 (人事部人事管理課)
直通電話 | 072-684-6220

メールでの相談

E-mail | counseling@ompu.ac.jp

書面での相談(郵送または学内郵便)

宛 先 | 〒569-8686 大阪府高槻市大学町2番7号
大阪医科薬科大学人事部人事管理課長宛
(※書面の場合は必ず封書で送付ください)

学生向け学内相談窓口

面談による相談

学生生活支援センター教員、担任・チューター及びアドバイザー・学生相談室又はハラスメント等防止委員会HPに掲載している相談員に連絡してください。

保健管理室による面談(カウンセリング)

受付時間 | 月曜日から金曜日9:00~17:00 (予約有の場合は17:00以降でも可)
電 話 | 内線2881
E-mail | hoekan@ompu.ac.jp

外部相談窓口 平成19年10月1日開設

相談方法 | 電話またはメール(匿名での相談も受付できます)
相 談 員 | 協和総合法律事務所 豊浦伸隆弁護士

電話での相談

受付時間 | 9:30~18:00 (土日祝除く)
電 話 | 06-6311-8800

メールでの相談

随時受付します。(ただし返信が次の営業日以降になることがあります)
E-mail | hotline@ompu.ac.jp

相談窓口の利用に関する Q & A

- Q** 学内相談窓口と外部相談窓口のどちらに相談したらよいですか？
- A** いずれの窓口でも相談を受付ます。受付時間や相談方法なども考慮して、相談者の方が最も相談しやすい窓口を利用してください。
- Q** 相談したことにより、不利な立場に立たされることはありませんか？
- A** 相談された内容については秘密を厳守し、相談者に対して不利益な取扱いをすることはありません。また事実関係の調査などを行う場合においても相談者の方の立場にたつて慎重に進めますので、安心してください。
- Q** 相談することにより実名が出るなどして、不利益を受けることはありませんか？
- A** 氏名や相談内容が相談窓口の外に公表されることは絶対にありません。なお、匿名での相談を受けるなど、相談者の希望を反映することが可能です。また、事実関係の調査などを行う際に、やむを得ず氏名や相談内容を関係者に明らかにしなければならない場合でも、相談者の了承を得ます。

本学法人以外の団体が設置している相談窓口

本学法人の相談窓口以外にも公的機関による相談窓口も利用できます。

大阪府総合労働事務所

(職場のセクハラ相談専用)

TEL/ 06-6946-2601

女性の人権ホットライン

(大阪法務局)

TEL/ 0570-070-810

DV・セクハラ・性被害の電話相談

(大阪弁護士会)

TEL/ 06-6364-6251

毎月第2木曜日 午前11時30分~午後1時30分